○環境省告示第百四十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、片野鴨池鳥獣保護区片野鴨池特別保護地区の区域を拡張したので、特別保護地区を指定した件（平成十五年十月環境省告示第百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月一日から施行する。

変更後の特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年十月三日

環境大臣　長浜　博行

二を次のように改める。

二　区域

石川県加賀市の一部（区域図省略）

四㈠及び㈡を次のように改める。

㈠　特別保護地区の指定目的

当該区域は、石川県加賀市北西部に位置する片野鴨池及び周辺の水田を中心とし、秋から冬にかけて、マガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、トモエガモ等の一万羽を超える渡り鳥が渡来し、国際的に重要な渡来地として特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）の湿地に登録されている。また、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧ⅠB類に掲載されているオジロワシ等の希少な鳥類を始め百七十九種もの鳥類の生息が確認されるなど、鳥類の良好な生息環境が維持されている。また、鳥獣保護区北西端の区域について一部水面等が鳥獣保護区から外れているが、既存区域と一体的な管理を行う上で必要であることから、当該区域をこれまで指定していた区域に加え拡大する。

このように、当該区域はマガン、ヒシクイを始めとする渡り鳥の採餌の場又は休息の場等として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の生息地の保護を図るものである。

㈡　特別保護地区の管理方針

イ　良好で安定的な渡り鳥の渡来地としての機能を維持するための生息環境の保全や整備（鳥類による周辺農地における食害対策、移入鳥獣による生態系に係る被害等の防止等について、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力しつつ取り組む。

ロ　当該区域がラムサール条約の登録湿地であることに鑑み、鳥類に対して著しく影響を及ぼさないように生態系の保全を念頭においた持続可能な利用を図る。

ハ　片野鴨池観察館を拠点として、鳥類の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場又は環境教育若しくは環境学習の場として利用を進める。

○環境省告示第百四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年十月三日

環境大臣　長浜　博行

一　名称

大台山系鳥獣保護区

二　区域

奈良県吉野郡上北山村並びに三重県松阪市、尾鷲市、多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年十一月一日から平成四十四年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、奈良県と三重県との県境を南北に走る台高山脈の中央地域に沿って位置しており、大台ヶ原周辺は、最高峰の日出ヶ岳を始め、三津河落山、経ヶ峰等の峰々に囲まれた海抜一三〇〇メートルから一六〇〇メートルまでの穏やかな隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている区域である。植生的には、亜高山帯針葉樹林や冷温帯広葉樹林、ヤブツバキクラス域の自然植生であるシキミ―モミ群落、代償植生であるシイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林地等の多様な植生が見られる。このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のクマタカやイヌワシ、絶滅危惧ⅠB類のハヤブサを始めとする多くの猛禽類やルリビタキ等九十九種が確認されている。哺乳類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある地域個体群のツキノワグマ、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）における特別天然記念物であるカモシカ、ヤマネ等三十七種が確認されている。

このように、当該区域はクマタカ等の猛禽類やツキノワグマ等の行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を含む多様な鳥獣の生息地として重要な区域であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　大規模生息地の保護区として、クマタカ、ツキノワグマ等の行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めとし、当該区域内に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、適切な管理に努める。

ロ　違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

ハ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。

ニ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、鳥獣の生息状況の把握に努める。

ホ　当該区域は、吉野熊野国立公園及び室生赤目青山国定公園の指定区域と重なる部分があることから、公園の管理との協力連携を図る。

ヘ　当該区域一帯では、ニホンジカによる樹皮剥ぎ等の被害が発生していることから、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力を図り、特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な個体数に誘導する等の適切なニホンジカの保護管理に努める。

○環境省告示第百四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、大台山系鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年十月三日

環境大臣　長浜　博行

一　名称

大台山系特別保護地区

二　区域

奈良県吉野郡上北山村及び三重県多気郡大台町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年十一月一日から平成四十四年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　特別保護地区の指定目的

当該区域は、奈良県吉野郡上北山村及び三重県多気郡大台町に所在し、大杉谷を中心とする区域、大台ヶ原山上を中心とする区域及びリュウゴ尾根東部区域は、原生的な天然林若しくはそれに近い自然林又は学術上重要な植物群落若しくは個体群が見られ、野生鳥獣の重要な生息場所となっている。

このように、当該区域は大台山系の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該保護区に生息する鳥獣類及びその生息地の保護を図るものである。